

市町村立学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第6-1917号

市町村立学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員のへき地手当等に関する規則（規則第6-492号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後			改 正 前		
別表第1 （第2条、第4条関係） へき地学校級別区分			別表第1 （第2条、第4条関係） へき地学校級別区分		
所在地	学 校	級別区分	所在地	学 校	級別区分
(略)	(略)	1 級 地	(略)	(略)	1 級 地
(略)	(略)		柏 崎 市	高柳小学校	
上 越 市	(略)		(略)	(略)	
(略)	(略)		上 越 市	大島中学校	
(略)	(略)		(略)	(略)	
(略)	(略)		(略)	(略)	
別表第2 （第2条関係） 準へき地学校			別表第2 （第2条関係） 準へき地学校		
所在地	学 校		所在地	学 校	
(略)	(略)		(略)	(略)	
上 越 市	(略)		上 越 市	(略)	
(略)	(略)		(略)	安塚中学校	
(略)	(略)		(略)	(略)	
(略)	(略)		(略)	(略)	

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。